

## 令和元年5月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月10日(金) 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(10人)

会長(10番) 渡邊 和夫

職務代理者(5番) 永田 熊信

(1番) 宮原 清人

(2番) 岩坂 博行

~~(3番) 西田 義和~~

(4番) 山田 成代

(6番) 白石 悌二

(7番) 平川 真由美

(8番) 内元 幸一郎

~~(9番) 信國 敏彦~~

地区推進委員

高岡 重盛

~~木崎 俊充~~

岩崎 盛光

伊東 明継

中竹 宏一

杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(2人)

欠席委員：最適化推進委員(1人)

5. 議事日程

日程第1 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第3 議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画(案)に対する意見について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 富永 得治

農地係長 阿久津 裕介

## 7. 会議の概要

開会 午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、3番、9番委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、平成31年5月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、7番委員、8番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が3議案で、案件が17案件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>
事務局	<p>はじめに、議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p> <p>議案第17号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。番号1、大字四浦東字上下坂、及び寄木、上屋敷、曾焼、宮本、下柿内、方里野の田11筆、畑18筆の合計面積が11,922㎡です。3条の使用貸借で、貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について四浦地区推進委員に報告をお願いします。</p>
四浦地区推進委員	<p>議案に記載されているとおり間違いはないですが、上下坂のところには、現在栗が植栽されていると思われませんがそのところは、事務局は知っておられますかね。</p>

事務局	<p>知っております。ご本人今後どうしたいのか確認したいと思いません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と四浦地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。2番についてですが、深水地区推進委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(深水地区推進委員退席)</p>
議長	<p>それでは、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字別府原、桑木原、下鶴の田5筆、畑2筆の合計面積16,240㎡です。3条の無償移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について4番委員から報告をお願いします。</p>
4番委員	<p>親子間の無償移転で、何ら問題ないと思われま。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と4番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>

	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。ここで、深水地区推進委員の入室を許可します。
	(深水地区推進委員入室・着席)
議長	次に、3番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号3、大字柳瀬字十島、畑1筆の1,178㎡です。3条の有償移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は10aあたり200,000円です。以上です。
議長	引き続き、本件について1番委員に報告をお願いします。
1番委員	住宅の前の農地で、住宅も売りに出されているが、買い手がつかず農地だけが買い手が見つかりました。何ら問題ないと思われま
議長	ただいま、事務局からの説明と1委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、4番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号4、大字柳瀬字三石、田1筆の573㎡です。3条の有償移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は10aあたり400,000円です。以上です。
議長	引き続き、本件について柳瀬地区推進委員から報告をお願いします。

柳瀬地区推進委員	<p>先日、譲受人にお会いしまして話を聞きました。譲渡人は他所ですから会いませんでしたが、譲渡人がとなりの住宅も貸しておられその方に管理をお願いしていましたが、最近は管理もしておられず近所の譲受人に買ってくれとの相談があったものです。現状は少しあれていますので、隣接の譲受人が解消してくれると思われています。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）</p>
議長	<p>議案第18号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について審議します。1番についてですが、柳瀬地区推進委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(柳瀬地区推進委員・退席)</p>
議長	<p>それでは、1番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1、大字柳瀬字覚井、畑1筆の572㎡です。使用貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>

柳瀬地区推進委員	<p>以前、牧草を栽培されておりましたが、手におえないので、返すとのことで、隣接の方が作ってもいいとのこと。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。ここで、柳瀬地区推進委員の入室を許可します。</p> <p>(柳瀬地区推進委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に2番、3番は関連につき一括して、また、深水地区推進委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(深水地区推進委員退席)</p>
議長	<p>それでは、2番、3番について事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字萩原、田1筆の668㎡です。使用貸借の新規案件で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。続きまして番号3、大字深水字田ノ下、田1筆の945㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆で玄米90kgです。</p>
議長	<p>引き続き、本件について8番委員と4番委員それぞれに報告をお願いします。</p>
8番委員	<p>番号2につきましては、湿田でトラクターもぬかるような所で、</p>

4 番委員	<p>作り手がおらず、やっと見つかりました。</p> <p>双方の方と、10番委員と一緒に会いまして、確認しました。貸手の子供さんがもしかしたら、耕作する可能性があるのですが、ここでは5年としています。もしかしたら途中で解約になるのを、双方承知で、議案に提出しています。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び各委員さんからの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。ここで、深水地区推進委員の入室を許可します。</p> <p>(深水地区推進委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に4番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字柳瀬字今村、田2筆の3,163㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり15,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について1番委員に報告をお願いします。</p>
1 番委員	<p>血縁関係にあり、昔から耕作しておられましたので、何ら問題ないと思われまます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び1番委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に5番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、大字四浦東字大谷、田1筆の2,293㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は1年で賃借料は1筆で玄米90kgです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について四浦地区推進委員に報告をお願いします。</p>
四浦地区推進委員	<p>議案に掲載されているとおりですけれども、委員会とすれば5年でもお願いしたいと申しましたが、借手さんが1年やってみて後を考えたいとのことでした。面的には基盤整備されていていいんですが、法面とかが広く草払う面積も多いので難儀するとのことでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び四浦地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に6番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号6、大字川辺字朝の迫、畑2筆の7,566㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり</p>

議長	<p>10,000円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明及がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について審議します。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の所有権移転についてご説明いたします。番号1、大字柳瀬字方黒、田1筆の645㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は161,250円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について1番委員から報告をお願いします。</p>
1番委員	<p>昔から耕作しておられまして、今回手放したいとのことで、お互いの了承で金額が折り合いました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び1番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに</p>

事務局	<p>決定いたします。次に2番について事務局より説明をお願いします。</p> <p>番号2、大字川辺字高原、畑1筆の643㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は200,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>4月25日にお会いしまして、確認しました。議案内容に間違いありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に3番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字川辺字寺田、田1筆の419㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は167,600円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について8番委員に報告をお願いします。</p>
8番委員	<p>5月2日に川辺地区推進委員と一緒に伺いまして、議案に記載されているとおり間違いありません。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び8番委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に4番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字村ノ前、田1筆の2,022㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は1,071,660円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について8番委員から報告をお願いします。</p>
8番委員	<p>5月3日に川辺地区推進委員と両方にお会いしました。議案に記載されているとおり間違いありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び8番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に5番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、大字川辺字佐土原、田1筆の315㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は126,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について8番委員に報告をお願いします。</p>

8 番委員	<p>現状は、一枚の水田を分筆してあり買うことにより一枚になるので作業がしやすくなるとのことでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び8番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に6番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号6、大字川辺字下山下、田1筆の1,461㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は657,450円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について5番委員から報告をお願いします。</p>
5 番委員	<p>昨日、川辺地区推進委員と双方に確認しに行きました。議案に記載されていることに間違いありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び5番委員の報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>

議長	<p>議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による 農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p> <p>次に、議案第19号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について審議します。1番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第19号農用地利用配分計画案に関する意見についてご説明いたします。番号1、大字川辺字朝の迫、畑2筆の7,566㎡で権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法の転貸で期間は5年で賃借料は10aあたり10,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>（意見なしの声）</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について 6月10日（月）曜日、午前9時から</p> <p>閉 会</p>
議長	<p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会 午前9時45分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和元年5月10日

相良村農業委員会

署名委員 7番 \_\_\_\_\_ (印)

署名委員 8番 \_\_\_\_\_ (印)